

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学安全衛生管理規程（平成16年旭医大達第169号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第2章 安全衛生管理体制 (安全衛生管理組織)</p> <p>第6条 大学は、別表1のとおり安全衛生管理組織を整備するものとする。 (総括安全衛生管理者)</p> <p>第7条 大学に、安衛法第10条に定めるところにより、職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理するため、総括安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、学長が指名する理事をもって充てる。 (略)</p> <p>(総括安全衛生管理者補佐)</p> <p>第9条 総括安全衛生管理者を補佐するため、総括安全衛生管理者補佐を置き、病院長及び学長が指名する学長補佐をもって充てる。 (安全衛生管理責任者)</p> <p>第10条 大学に、安全衛生管理の推進を図るため安全衛生管理責任者</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 安全衛生管理体制 (安全衛生管理組織)</p> <p>第6条 大学は、別表1のとおり安全衛生管理組織を整備するものとする。 (総括安全衛生管理者)</p> <p>第7条 大学に、安衛法第10条に定めるところにより、職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理するため、総括安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、学長が指名する理事をもって充てる。 (略)</p> <p>(総括安全衛生管理者補佐)</p> <p>第9条 総括安全衛生管理者を補佐するため、総括安全衛生管理者補佐を置き、病院長及び学長が指名する学長補佐をもって充てる。 (安全衛生管理責任者)</p> <p>第10条 大学に、安全衛生管理の推進を図るため安全衛生管理責任者</p>

を置き、総務課長、人事課長、会計課長及び施設課長をもって充てる。

- 人事課長は衛生に係る技術的な事項を管理する。
- 総務課長、会計課長及び施設課長は安全に係る技術的な事項を管理する。

(略)

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第20条 本学に、別表3のとおり、衛生管理担当者及び安全管理担当者を置く。

- 衛生管理担当者は、衛生管理者の事務を補助し、安全管理担当者は、安全衛生管理責任者の事務を補助する。

(略)

#### 附 則

この規程は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

#### 別表1 (第6条関係)

別表2 (第11条第1項関係) (略)

#### 別表3 (第20条第1項関係)

区分	指定者
衛生管理担当者	人事課労務管理係長 会計課会計総務係長 施設課施設企画係長 経営企画課 <b>病院総務係長</b> 医療支援課医療支援係長 学生支援課学生総務係長
安全管理担当者	総務課総務係長

を置き、総務課長、人事課長、会計課長及び施設課長をもって充てる。

- 人事課長は衛生に係る技術的な事項を管理する。
- 総務課長、会計課長及び施設課長は安全に係る技術的な事項を管理する。

(略)

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第20条 本学に、別表3のとおり、衛生管理担当者及び安全管理担当者を置く。

- 衛生管理担当者は、衛生管理者の事務を補助し、安全管理担当者は、安全衛生管理責任者の事務を補助する。

(略)

#### 別表1 (第6条関係)

別表2 (第11条第1項関係) (略)

#### 別表3 (第20条第1項関係)

区分	指定者
衛生管理担当者	人事課労務管理係長 会計課会計総務係長 施設課施設企画係長 経営企画課 <b>病院庶務係長</b> 医療支援課医療支援係長 学生支援課学生総務係長
安全管理担当者	総務課総務係長

会計課調達係長  
経営企画課病院契約係長  
(削除)  
施設課機械係長  
施設課電気係長  
施設課施設マネジメント係長

会計課調達係長  
会計課契約第一係長  
会計課契約第二係長  
施設課機械係長  
施設課電気係長  
施設課施設マネジメント係長

別表4（第31条関係）（略）

別表4（第31条関係）（略）

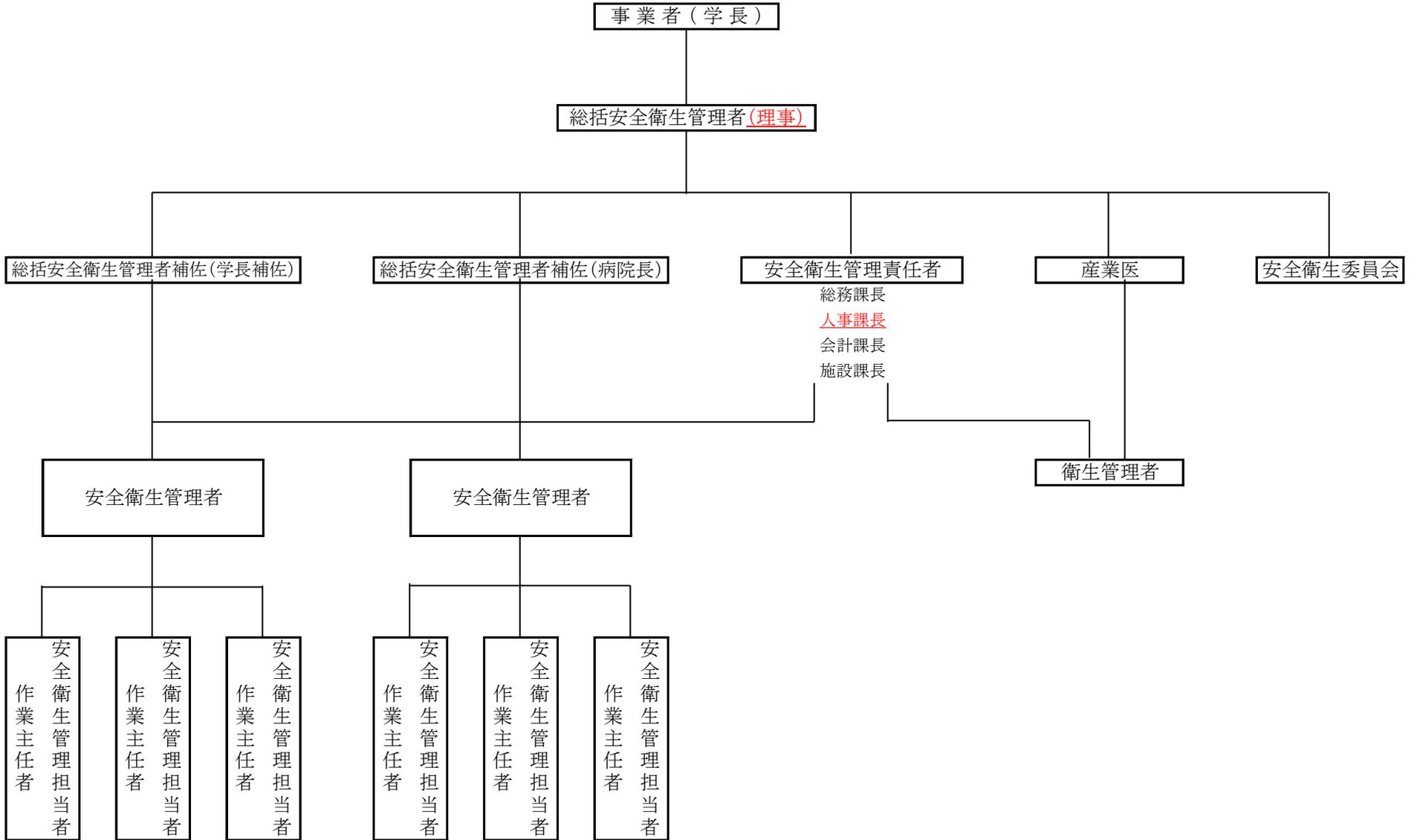
**【改正理由】**

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

別表1(第6条関係)

国立大学法人旭川医科大学安全衛生管理組織

(新)



別表1(第6条関係)

国立大学法人旭川医科大学安全衛生管理組織

(旧)

